

表 1 (平成30年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	H30	理財部 資産経営室	公共施設マネジメント地区別計画	3,046	H30.4 ～ H31.3	全市的・経営的な視点から次世代に継承できる持続可能な公共施設へと見直す取組みとしての公共施設マネジメントについて、その実施計画として地区別計画を策定する。	公共施設マネジメントの必要性についての市民理解を深めるとともに、将来に向けた公共施設の方向性や使い方について、住民と行政がともに考える市民対話を4地区5ヶ所で実施し、各地区ごとに地区別計画を策定した。今後、地区別計画を基に公共施設の適正配置を推進する。	なし (配付済)

表 2 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R元	企画財政部 都市経営室	市町村建設計画	350	H31.4 ～ R2.3	東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が一部改正され、合併特例債の発行可能期間が5年延長されたが、本市の市町村建設計画の計画期間は、長崎地域市町村建設計画が令和元年度まで、長崎市・琴海町市町村建設計画が令和2年度までとなっており、合併特例債を有効活用するため、計画を変更する必要がある。	審議会を設置し、関係地域で活動している団体の代表者等から意見を聴取したうえで、計画を変更する。
2	R元	企画財政部 長崎創生推進室	まち・ひと・しごと創生総合戦略	15,711	H31.4 ～ R2.3	地方創生の実現と人口減少の克服を目指し、5ヶ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策を示した「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の次期計画（計画期間：令和2年度～令和6年度）を策定する。	現行の「長崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が令和元年度で計画期間満了となるため、令和2年度を開始年度とする次期総合戦略を令和元年度に策定する。 本市の人口動向の現状を把握するために行った意識調査や分析に加え、新たに実施する異動者調査を踏まえるとともに、議会や市民の意見等を広く取り入れながら総合戦略の策定に取り組む。
3	R元	企画財政部 都市経営室	第五次総合計画	9,241	H30.4 ～ R3.3	中・長期的な視点から、本市がめざすべき方向性や将来の都市像、その実現に向けた施策等を示し、市政運営上の最上位計画として次期総合計画を策定する。 各部局の横断的な取組みの指針とするとともに、行政のみならず市民等のあらゆる主体が一体となって取り組むためのまちづくりの共通の指針となるもの。	現行の第四次総合計画が令和2年度で終了となるため、令和3年度を開始時期とする次期総合計画を平成30年度から令和2年度まで3ヶ年かけて策定する。 平成30年度は、計画策定に向けた準備として、本市の現状を把握するための基礎調査を行った。 令和元年度は、様々な分野や幅広い年代の市民の方から意見聴取を行い、それらを材料として策定基本方針及び基本構想の骨子を策定し、令和2年度の第五次総合計画の完成につなげる。 計画策定にあたっては、議会や市民の意見等を広く取り入れた計画となるように取り組む。
4	R元	企画財政部 地域コミュニティ推進室	(仮称)地域コミュニティ計画	2,237	H31.4 ～ R3.3	地域コミュニティのしくみを活用した地域自治の推進を図るため、地域福祉計画を包含した(仮称)地域コミュニティ計画を策定する。 なお、地域福祉計画とは社会福祉法に基づき、地域と本市等が協働して地域課題解決に取り組む地域福祉を推進するための方向性を示したものの。	現行の第2期地域福祉計画・地域福祉活動計画が令和2年度で終了となることから、令和3年度を開始時期とする地域福祉計画を包含した(仮称)地域コミュニティ計画を令和元年度から令和2年度まで2ヶ年かけて策定する。 令和元年度は、地域の現状を把握するためアンケート調査を実施する。 令和2年度は、アンケート調査や地域の実情を踏まえ、議会や市民等の意見を広く取り入れながら計画策定に取り組む。

表 2 (令和元年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【総務委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
5	R元	総務部 人事課	女性活躍推進法 及び次世代育成 支援対策推進法 に基づく長崎市 特定事業主行動 計画	0	H31.4 ～ R2.3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法) 及び次世代育成支援対策推進法 に基づき、本市職員を対象に、事業主としての立場 から策定するもの。 女性職員が働きやすく、ますます活躍できるよう な職場環境の実現を図るとともに、職員の仕事と生 活の調和が図られ、職員が仕事と子育てとを両立す ることができるよう、次世代の育成にふさわしい職 場環境の実現を図ることを目的としている。	現行の長崎市第2次特定事業主前期行動計画及び女 性活躍推進法に基づく長崎市特定事業主前期行動計 画が令和元年度で終了となるため、令和2年度を開始 時期とする次期計画を今年度作成する。 現行の計画における数値目標及び主な取り組みの達 成状況を踏まえ、次期計画における数値目標及び主 な取り組みについて検討する。 育児休業取得率や年次休暇取得率の向上等、女性活 躍及び次世代の育成にふさわしい職場環境の実現を進 める。
6	R元	総務部 行政体制整 備室	次期行財政改革 プラン	1,687	H31.3 ～ R1.8	効果的で効率的な行政体制の構築と、健全な財政 基盤の確立のため、令和元年度から令和5年度を計 画期間とする新たな行財政改革プランを策定する。	長崎市行政改革審議会からの提言を受けて素案を作 成し、パブリックコメントを実施後、新たな行財政改 革プランを策定する。
7	R元	理財部 資産経営室	公共施設マネジ メント地区別計 画	3,467	H31.4 ～ R2.3	全市的・経営的な視点から次世代に継承できる持 続可能な公共施設へと見直す取組みとしての公共施 設マネジメントについて、その実施計画として地区 別計画を策定する。	市民対話で出された意見も参考にしながら、地区ご との公共施設のあり方などを示す地区別計画を順次策 定し、今後の施設の適正配置を推進する。